

おもちゃ（玩具）の 食品衛生法に基づく検査

Inspection of Toys by Food Sanitation Law

6歳未満の乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ（玩具）を営業目的で輸入する場合には、食品衛生法に適合しているか否かを検査した証明書が必要です。

弊社では、食品衛生法に基づく検査により、おもちゃ（玩具）の有害物質について含有量や溶出量が基準の範囲内であるか否かを確認するサービスをおこなっています。

図1 試験成績証明書例（抜粋）

輸入食品等試験成績証明書			
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 株式会社 様			
品名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
輸入数・重量	〇 pieces 〇kg	貨物の記号及び番号	〇〇〇〇
船名又は航空機名	〇〇〇〇	到着年月日	2024年〇月〇日
輸入業者名	〇〇〇〇 株式会社	生産国又は製造所/住所	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	〇〇〇〇〇〇〇〇	通関業者名	株式会社 〇〇〇〇
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
見本持出許可申請書又は見本持出包括申請書番号		第	〇〇〇〇 号 2024年〇月〇日
検体採取者(法人名)		株式会社 分析センター 〇〇〇〇	
材質：依頼者情報 名称 材質 ①本体生地 綿 以下、別紙1に示す			
試験に関する連絡担当者名 / 電話番号		〇〇〇〇 03-5830-3520	
備考：本結果は、当機関が認可を受けた業務規定に準じ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法で実施した検査によるものです。			
2024年 〇月 〇日に依頼された供試品について、上記のとりの試験結果であることを証明します。			

別紙1	
試験成績	
塗膜の溶出試験	
検査対象	黒色塗膜。 (ポリエチレン系塗膜)
カドミウム	—
鉛	—
ヒ素	—
* 試料1個から採取した塗膜が10mg未満の為、試験を実施せず	
着色料の溶出試験	
検査対象	製品全体
着色料	適
検査方法	
厚生省告示370号 食品、添加物等の規格基準 第4 おもちゃ B おもちゃの製造基準	

弊社は食品衛生法の登録検査機関であり、2009年から約15年間の検査実績があります。

おもちゃ（玩具）を輸入・販売する際に輸入通関手続き時の自主検査をお考えの場合には、是非ともご相談ください。

お問い合わせ先
株式会社 分析センター URL <https://www.analysis.co.jp/>
環境評価事業部 〒131-0032 東京都墨田区東向島1丁目12番2号
TEL 03-3616-1612 FAX 03-3616-1615

会社HP 分析無料ご相談

